No.20
2026年1月

栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関

テキセイカタイムズ

新年明けましておめでとうございます。昨年は４月の「改正物流法」にはじまり、５月の「取適法」成立、６月の「トラック適正化二法」成立と我々を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。みなさんが内容をきちんと理解し、適切に対応できるようお手伝いが出来ればと存じます。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

【改正物流法】

↓詳細はこちら↓　↓書面化アプリ↓

特に、トラック事業者に対する規制で、次のポイントは
令和７年４月１日に既に施行されています！

① 運送契約締結時の書面交付義務化

② 実運送体制管理簿の作成・情報通知の義務化

【取適法（とりてきほう）】

↓取適法説明会申込み↓

令和８年１月１日から「下請法」は「取適法」へ！

「特定運送委託」が規制対象に追加された
ところが大きなポイントです！

全国で取適法ポイント説明会が開催されています
オンライン(Zoom)での参加も可能ですので是非参加してみてください！
今後の開催日程：1/19、2/3、2/9、2/16

【トラック適正化二法】

さらに、令和８年４月１日から次のポイントが強化されます！

① 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（白トラ）の利用を禁止（罰則付）
荷主等に対しては是正指導も実施

② 委託次数の制限

再委託は２回以内（努力義務）

③ 利用運送事業者を元請事業者として扱う形に変更

元請として上記の実運送体制管理簿の作成も義務化になるということ

荷主	→	元請 利用運送事業者 又は 運送事業者Ａ	→	１次 運送事業者Ｂ	→	２次 運送事業者Ｃ	✖	３次 運送事業者Ｄ

※②より請負階層は２次まで（努力義務）
※③より利用運送事業者も元請

◎場合によっては現状受託（委託）している運送の階層によっては業務受託（委託）できなくなる
→今のところ努力義務だが、それぞれの立場で対応策は練っておく必要がある

【トラック適正化二法】つづき

↓トラック適正化二法の詳細↓

さらに、さらに、公布から３年以内の

令和１０年６月までに次の項目が施行されます

④ 許可更新制の導入（施行されてから２年の経過措置あり）

５年ごとの更新を受けなければならない

手続き方法やチェック項目の詳細はこれから決まっていく

と思います

⑤ 「適正原価」の導入

新法の規定により国土交通大臣が設定・告示する「適正原価」を下回らない金額での受委託が義務化される！！

※利用運送事業者についても同様に規制

※適正原価を支払わない荷主については違反原因行為に該当するもとして是正指導を実施

※従来の「標準的運賃」は廃止

【改正物流法】つづき

↓特定事業者の詳細↓

令和８年４月１日施行

保有台数 150 台以上のトラック事業者は「特定事業者」に指定されます

① 中長期計画の作成（義務）

② 定期報告等（義務）

※特定事業者は、努力義務として課せられる措置（具体的には右 QR 参照）に関する取組状況が、国が示す判断基準に照らして著しく不十分である場合、国から当該措置を取るべき旨を勧告されることがあります

該当する事業者は確認のうえ、
実施をお願いします！

「トラック新法」の成立は、物流業界の健全化に向けた業界変革の大きな潮目となるよ！

利用運送事業者や荷主にとっても業務の大きな変革が必要になるはずだよ！！

具体的に決まるのはこれからだから、法整備の動向を注視して、会員のみなさん、自社への影響を見極め、早期に対策を進めていきましょう。

我々、適正化事業実施機関としましても、この好機を逃すことなく、全面バックアップしてまいります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

お問合せ：栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関　TEL：028-684-5882